

加茂商工会議所 会 員 情 報

会員事業所のお役に立つ情報満載！

一度クリックしてみてください！

URL <http://www.kamocci.or.jp/>

発行責任者 専務理事 宮崎 亘
加茂市幸町 2-2-4 TEL:52-1740 FAX:52-4100
URL <http://www.kamocci.or.jp/>
E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

NO.205 / H22.5.19発行

専門家派遣事業のご案内！～経営に関するお悩みを解決します～ 原則 3 回まで無料（秘密厳守）

中小企業の経営支援を目的に、今年度新たに関東経済産業局の委託事業として中小企業診断士等専門家を企業に直接派遣し、経営課題の解決に向けた相談対応を行う「中小企業応援センター事業（事務局：（財）にいがた産業創造機構）」が開始されました。

経営に関することであればどんな課題にも対応致しますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ・お申込みは、当商工会議所 TEL 52-1740（担当/桑原、難波、佐藤）まで。

経営者の経営課題を解決するソフトウェア J-SaaS（ジェイ・サーズ）のご案内

J-SaaSとは、「財務会計や顧客・商品管理にITを活用したい」「経営をもっと効率化したい」など、中小企業の皆さまの悩みをズバリ解決する、経済産業省による各種業務ソフトウェア提供サービスです。

例えば、「ITスキルを持つ社員がいないが大丈夫だろうか？」「なんとと言っても先立つものがない。ソフトやハードへの初期投資はどれくらいかかるのだろうか？」「ネット越しのサービスなんて心配だ。他社にデータ管理を任せてセキュリティ確保はできるのだろうか？」そんな経営者の皆さまの悩みや不安を解消し、IT経営への第一歩を踏み出す勇気を与えるのが「J-SaaS」なのです。

「J-SaaS」には、“買うから借りる時代”にふさわしい、次のような特長があります。

少ない初期投資！

専用のソフトウェアの購入が不要で初期費用が軽減できる。高度なITスキルが不要で自社のパソコンにインストール作業もなく、アプリケーションのバージョンアップに関する作業が削減できる。

利用できるソフトウェアが充実！

会計、経営分析などJ-SaaS上で多彩なサービスが利用可能。税務申告などの公的申請も一連の作業で処理が可能となり、各種業務体系をIT化することで生産性がアップします。

仕事の効率上がる。24時間使える！ 出先からでも機動的に使えるのがJ-SaaSのメリット。

セキュリティ対策万全。システム管理の心配不要！

アプリケーションごとに対応窓口が設置されている。

充実した導入サポート！

導入するためのサポート体制が用意されている。

また、利用コストは、ソフトを利用するときにインターネットを経由してソフトウェアを使用し、使った期間に応じて使用料を支払います。インターネットに接続されたパソコンからソフトウェアを呼び出して使い利用した期間や回数に応じて支払います。

是非、経営課題の解決に、J-SaaS ホームページ (<http://www.j-saas.jp/>) をお役立てください。

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740（担当/難波）まで。

無担保・無保証・低金利【金利1.85%(5/19現在)】

経営改善にご活用ください！商工会議所マル経融資のご案内

小規模事業者経営改善資金(マル経資金)は、事業所の経営改善を図るための無担保・無保証人、低金利の国の政策的な融資制度です。経営改善をお考えの方は、どうぞお気軽にご相談ください。

- ・融資限度額 1,500万円
- ・融資期間 運転資金 7年 設備資金 10年

設備資金特別金利 1.35%

この度、政府の景気対策として、平成23年3月31日までの設備資金の貸付利率が、0.5%低減されます。

【ご利用いただける方】

- ・従業員(家族従業員・パートタイマー・法人の役員を除く)が商業・サービス業では5人以下、製造業・建設業などは20人以下の事業所。
- ・納税額(所得税、法人税、住民税等)を完納している、最近1年以上事業を行っている方。
- ・遊技業等は融資対象となりません。・飲食業等の設備資金も対象となります。

審査の結果によってはご利用いただけない場合もあります。

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740(担当/桑原、難波、佐藤)まで。

運転・設備資金、緊急保証制度、金融定例相談をご活用ください ～ 個別相談・秘密厳守 TEL52-1740へ ～

(株)日本政策金融公庫、県信用保証協会の個別相談会を下記のとおり開催いたします。事業資金、緊急保証制度のご相談にご活用ください。

- 1) 日本政策金融公庫相談会 日時 6月10日(木) 10:00～12:00
- 2) 県信用保証協会相談会 日時 6月9日(水) 10:00～12:00

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740(担当/桑原、難波、佐藤)まで。

受診料の補助制度をご利用下さい



健康診断

当商工会議所では、受診料の一部補助を行っていますので、この機会に、従業員全員受診されるようご案内いたします。
また人間ドックも、より受診しやすいよう、当所会員事業所を対象に1名につき2,000円を補助しておりますので、詳しくは当商工会議所までお問い合わせください。

- 1. 対象者 加茂商工会議所会員事業所の役員、従業員、家族従業員
- 2. 健診機関・日時

実施機関	健診日時 (会場は、加茂市産業センターです)
(社)新潟県労働衛生医学協会 TEL025-370-1960	6月4日(金) 13:00～15:00
	6月14日(月) 13:00～15:30
	6月24日(木) 13:00～15:00
(社)新潟県健康管理協会 TEL025-283-3939	6月11日(金) 8:30～11:30、13:00～15:00
	7月30日(金) 8:30～11:30

政府管掌健康保険「被保険者」の方、またはその他健康保険「被保険者」の方は各市町村が行う特定健診(旧基本健診)は受診できなくなりました。被保険者の方は加茂市産業センターにて行う集団検診にて、安全衛生規則による法定健診または政管健保生活習慣病予防健診(その他健康保険組合については健保との契約健診コース)を受診ください。

詳しくは、当商工会議所 TEL52-1740(担当/滝沢)まで。

建設業離職者を雇入れた建設業以外の事業主の方への 支援制度～建設業離職者雇用開発助成金のご案内～

民間の建設投資が低迷する中、公共工事費についても減少していくことが見込まれており、建設従業員の離職者が発生することが懸念されています。

建設業離職者雇用開発助成金は、建設業に従事していた方を新たに雇入れた建設業以外の事業主に対し支援を行い、建設業離職者の再就職を促進する助成金です。

【雇入れた場合に助成対象となる労働者】

- ・雇入れ日の満年齢が45歳以上60歳未満
- ・次のいずれかに該当すれば対象

雇入れ前1年間のうち、6か月間以上、建設事業を行う事業所において建設事業に従事していた

雇入れ前1年間のうち、建設事業を行っていた個人事業主又は同居の親族のみを使用する事業主であった

【助成金の支給額 ～雇入れ1人につき～】

	6か月経過後	12か月経過後	計
中小企業者	45万円	45万円	90万円
中小企業者以外の企業	25万円	25万円	50万円

詳しくは、当商工会議所 TEL52-1740（担当/佐藤）まで。

平成22年度起業チャレンジ奨励事業のご案内 ～（財）にいがた産業創造機構の新規起業助成金～

新潟県内において幅広い創業の促進と雇用の創出を目的に、（財）にいがた産業創造機構が、新規創業に必要な経費の一部を助成します。

【対象者】

- ・創業事業計画に基づいて県内に事業所を設置し、創業する方
- ・個人事業主の場合は「開業届」が未提出の方、法人の場合は法人登記を実施していない方が対象になります。

【助成対象事業及び助成金の交付条件】

- ・助成対象期間（平成23年2月末日）までに創業に至る事業
- ・1年以上の事業継続が見込まれるもの
- ・3年以上の事業計画を策定するもの
- ・助成対象外の事業でないもの（対象外事業についてはHP、または募集案内をご覧ください）

【助成金の交付条件】

創業に必要な経費（下限額を50万円）について、100万円を上限に支援します。

但し、2人以上の新規雇用を伴う場合で、必要な経費が200万円を超えた場合については、その1/2を支援し、上限額を300万円とします。

【助成対象経費】

- ・事業拠点開設費（事業開始に必要な機械設備、工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費、事業所の増改築費、事業用車両購入費、法人登記費用 印紙・登録免許税を除く、消耗品費等）
- ・事業促進費（人件費 本人、3親等以内の親族を除く、賃借料、光熱水費、通信運搬費、広告宣伝費等）

【助成対象期間】

交付決定日から平成23年2月末日まで

【申請方法】

申請書類を地域の商工会・商工会議所の窓口へ提出し、「起業チャレンジ奨励事業確認書」の発行を受けてから申請書類を創業・経営革新チームまで提出してください。

【申請期間】

平成22年4月28日（水）～6月16日（水）

詳しくは、当商工会議所 TEL52-1740（担当/佐藤）又は（財）にいがた産業創造機構創業・経営革新チーム（TEL025-246-0051）まで。

万が一の労災事故、見舞金等 安い掛け金で大きな安心！

ゆきつばき共済のご案内～月額800円で事故による死亡保障250万円～

当商工会議所では、安い掛け金で幅広い保障をお約束するゆきつばき生命共済を取り扱っております。ぜひ、ご利用ください。

《制度の特色》・・・（月額1口800円～4口3,200円までご加入できます。）

現在、健康な方で事業主、従業員、主婦、子供どなたでもご加入できます。

病気、災害による死亡から、不慮の事故による入院まで業務上・業務外を問わず常に保障されます。

事業主が従業員のために負担する掛け金は、全額損金または必要経費に算入できます。

1年更新で医師の審査は必要ありません。

見舞金制度等が充実しています。

1口ご加入の場合（月額掛金：800円） （2口以上は倍となります。最高4口まで。）

給付内容		給付金額
死亡	不慮の事故による死亡	250万円
	ガンによる死亡	100万円
	ガン以外の病気による死亡	50万円
入院	不慮の事故による入院（5日以上、60日限度）	1日につき2,000円
見舞金	事故通院見舞金（5日以上1人、年2回限度）	5,000円
	病気入院見舞金（5日以上1人、年2回限度）	5,000円

お問い合わせは、当商工会議所 TEL52-1740（担当/廣田）まで。

強い会社を作るための財務強化プランのご案内

アクサ生命保険㈱【低払いもどし金型定期保険/短期払込】

会社の財政財務を強化し強い会社を作るには生命保険の活用が非常に有効です。アクサ生命保険㈱の低払いもどし金型定期保険は、会社の資産計上額とは別に含み資産（貸借対照表に計上されない資産）を積み立てることが可能です。この機会に是非ご検討ください。

財務強化 = 試算を増やすことと位置づける

財務強化は「流動資産」ではなく「固定資産」で運用

固定資産で増やす理由 「流動資産」...1年以内に常に資産（お金）が動く。安定した財務強化ができない。

「固定資産」...すぐに換金する資産ではなく、時間をかけて計画的に運用する。

従って、しっかり増やすことができる。

財務強化には「生命保険（低払いもどし金型定期保険）の活用」が有効！

生命保険の活用が有効な理由

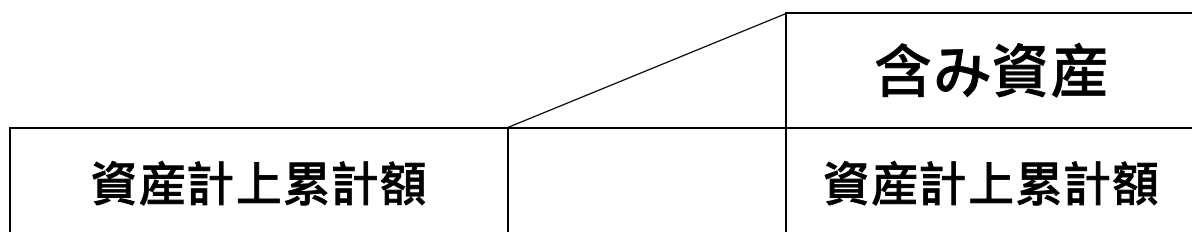
保 険 料...払込保険料は、資産計上される比率が高く、損金算入される額が少ない。

資産形成...払込期間満了後は、解約時払いもどし金の割合がアップします。

含み資産...解約時払いもどし金が資産計上累計額を上回った場合「含み資産（貸借対照表に計上されていない資産）」となります。

換 金 性...契約者貸付や解約時払いもどし金の活用により、資金需要にも対応できます。

死亡保障...長期間にわたり一定です。



解約時払いもどし金

お問い合わせは、TEL53-2755 アクサ生命保険㈱加茂分室まで。